

農地所有適格法人報告書

自 令和〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇年〇〇月〇〇日

姫路市農業委員会会長 様

令和〇年〇〇月〇〇日

法人名 株式会社□□□□□□
代表者の氏名 代表取締役 ○〇 ○〇
主たる事務所の所在 姫路市〇〇町〇〇番地
電話番号 079-△△△-△△△△
メールアドレス aaaaaa@bbbb.cc.jp

農地法第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 法人の概要

経営面積 (ha)	所有農地の有無	有 ・ 無
	田	4
	畑	5
	採草放牧地	0
法人形態	株式会社	

要件確認ポイント①

法人の形態要件を確認し、添付書類の定款の写しで法人の目的等を確認します。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	米、トマト、小麦	農作業受託	駐車場経営
翌事業年度の計画	米、トマト、いちご	農作業受託	駐車場経営

生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものを記入。いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入

農作業、流通、販売、労務管理、市場開拓等（農業関連全般を含む）に従事する日数

該当であれば(2)売上高にも記入必要

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	600万円	200万円
報告対象年度の1年前(実績)	650万円	200万円
報告対象年度(実績)	800万円	250万円
翌事業年度の計画	800万円	250万円

要件確認ポイント②

農業に該当しない事業がある場合は、農業の売上が総売上の過半を占めているか確認します。

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
						農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
						株主総会	種類株主総会	権利の種類	面積	
〇〇 〇〇	姫路市〇〇町〇番地	日本		30		賃借権	30,000	300	300	田植、刈取
□□ □□	姫路市〇〇町〇番地	日本		20		賃借権	20,000	240	250	
△△ △△	姫路市〇〇町〇番地	日本		20		賃借権	20,000	55	60	
☆☆ ☆☆	姫路市〇〇町〇番地	中国	特別永住者	5			10,000			
◎◎ ◎◎	姫路市〇〇町〇番地	日本		5				200	200	
●● ●●	姫路市〇〇町〇番地	ベトナム	経営・管理	10				250	250	

議決権を持つ者を記入
(農事組合法人は組合員)

農作業、流通、販売、労務管理、市場開拓等(農業関連全般を含む)に従事する日数

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 1,045 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会
株式会社●●●●	姫路市○○町○○番地	日本		30	

法人にあつては、その設立にあつて準拠した法令を制定した国を記載

要件確認ポイント③
総議決権の過半を農業関係者が占めていることを確認します。

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	90		75%	
(2) 農業関係者以外の者	30		25%	
計	120		100%	

要件確認ポイント④
農業関係者以外の者の議決権の割合が2分の1未満であることを確認します。

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
○○ ○○	姫路市○○町○番地	日本		代表取締役	300	300	200	200
△△ △△	姫路市○○町○番地	日本		取締役	240	250	200	200
□□ □□	姫路市○○町○番地	ベトナム	経営・管理	取締役	250	250	100	100
◎◎ ◎◎	姫路市○○町○番地	日本		取締役	200	200	200	200

取締役の氏名
(農事組合法人は理事)

要件確認ポイント⑤
役員等の過半が法人の常時従事（原則150日以上）、かつ、役員等又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に60日以上従事していることを確認します。

農作業、流通、販売、労務管理、市場開拓等（農業関連全般を含む）に従事する日数

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近 実績	翌事業年度 の計画	直近 実績	翌事業年度の 計画

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第 16 条の 5 に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。

- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2, 3 及び 4 の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 8 2 の翌事業年度の計画、3 の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに 4 の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3 の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4 の (2) については、4 の (1) の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。